○農林水産省告示第千六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県和気郡和気町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県和気郡和気町益原字鵜飼一五〇一の一、一五〇一の三、一五〇九の一、一五一二の一、一五一二の五、一五一二の九、字風呂屋谷一五二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鵜飼一五一二の一、一五一二の五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県宍粟市一宮町福野字ウヌヤマ三八五の一、三八七の七、三八七の八、三八七の一〇、三八七の一四、字ホンハヤシ四〇一、四〇二、字カジハタ四三五、四三八の二、字ミナミカイチ五二五、五二六、五二九、五三二、五三四の一、五三四の二、五三四の四から五三四の七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県東かがわ市小磯四一九の四、四一九の七、四一九の八、四一九の一二から四一九の一五まで、四一九の一七、四一九の一八、四一九の二六、松崎四二一の一、四二一の四、四二一の六、四二八の一、四二八の三、四二八の四、四二八の一〇、四二八の一四、四四八の一から四四八の三まで、四六五の一、四六五の二、水主四九三の二・四九四の六・四九四の七・四九四の一一・四九四の一二・四九五の三から四九五の七まで・七七一の二・七七二の二・七七九の四・七七九の九・七八三の一八・七八三の二九・八〇一の九・二〇〇四の四・二〇〇六の三・二一六八の四・二三九七の四・二四四四の三・二四五八の二・二六二九の四・二六四〇の三・二六四〇の四・二六四二の二・二六四三の四・二六四三の五・二六四三の七・二六四五の二・二六四五の三・二六四七の三・二六四七の四・二六四七の六から二六四七の九まで・二八九八の二から二八九八の四まで・五二三二の二から五二三二の四まで・五二三二の六から五二三二の八まで・五二三三の二・五二三四の四・五二三五の四・五二三五の五（以上五十二筆国有林）、二〇〇八の一・五二一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三三の一、一四〇の一、一四〇の五、一四〇の六、一九六の二、一九七の二、一九八の二、一九九、二〇〇の二、二〇〇の五から二〇〇の七まで、二〇四の一、二〇五の二、二〇